

第 4 回

熊本県議会

教育警察常任委員会会議記録

令和3年9月29日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 4 回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

令和3年9月29日(水曜日)

午前9時58分開議  
 午前10時40分休憩  
 午前10時43分開議  
 午前11時4分休憩  
 午前11時7分開議  
 午前11時27分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和3年度熊本県一般会計補  
 正予算(第11号)

議案第12号 熊本県高齢者、障害者等の移  
 動等の円滑化の促進に係る信号機等の基  
 準に関する条例の一部を改正する条例の  
 制定について

議案第13号 財産の取得について

議案第14号 財産の取得について

議案第15号 財産の取得について

議案第16号 財産の取得について

議案第28号 工事請負契約の締結について

議案第35号 専決処分の報告及び承認につ  
 いて

報告第3号 専決処分の報告について

報告第30号 公益財団法人熊本県武道振興  
 会の経営状況を説明する書類の提出に  
 ついて

報告第31号 公益財団法人熊本県暴力追放  
 運動推進センターの経営状況を説明する  
 書類の提出について

報告第35号 熊本県教育委員会の点検及び  
 評価報告書の提出について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)につ  
 いて

報告事項

スクール・ミッション(素案)の策定につ  
 いて

出席委員(8人)

委員長 吉田孝平  
 副委員長 中村亮彦  
 委員 坂田孝志  
 委員 田代国広  
 委員 高木健次  
 委員 前田憲秀  
 委員 岩本浩治  
 委員 岩田智子

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 古閑陽一  
 教育理事 野尾晴一郎  
 教育総務局長 西尾浩明  
 県立学校教育局長 岩本修一  
 市町村教育局長 古田亮  
 教育政策課長 井藤和哉  
 学校人事課長 磯谷重和  
 文化課長 宮崎公一  
 施設課長 東敬二  
 高校教育課長 重岡忠希  
 特別支援教育課長 牛野忠男  
 学校安全・安心推進課長 野崎康司  
 体育保健課長 平江公一  
 義務教育課長 竹中千尋  
 社会教育課長 須惠勝幸  
 人権同和教育課長 井上大介

警察本部

警務部長 植田有佐  
 生活安全部長 山川潔  
 刑事部長 開田哲生  
 交通部長 平木敏史

警備部長 濱 田 聡 朗  
首席監察官 林 秀 典  
参事官兼警務課長 松 永 透  
理事官兼会計課長 田 中 弘 哉  
参事官  
兼生活安全企画課長 二子石 和 浩  
参事官兼地域課長 江 藤 真 吾  
参事官兼刑事企画課長 國 生 徹 哉  
参事官(組織犯罪対策) 松 見 恵一郎  
参事官兼交通企画課長 村 上 敏 幸  
参事官(運転免許) 金 子 慎 一  
参事官兼警備第一課長 荒 木 和 郎  
参事官兼総務課長 西 村 博  
理事官兼交通規制課長 内 田 義 朗  
参事官  
(災害・警備対策) 小 川 光一郎

事務局職員出席者

議事課主幹 宗 像 克 彦  
政務調査課主幹 内 布 志保美

午前9時58分開議

○吉田孝平委員長 ただいまから第4回教育警察常任委員会を開会いたします。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

今回、新型コロナウイルス感染症対策として、3密を防ぐため、教育委員会を前半に、警察本部を後半に入れ替えて審議を行うこととしました。

まず、付託議案等について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に行ってください。

それでは、古閑教育長から総括説明を、続いて、担当課長から資料に従い順次説明をお願いします。

初めに、古閑教育長。

○古閑教育長 着座にて失礼させていただきます。

委員の皆様方には、日頃から教育行政全般にわたりまして深い御理解と御支援をいただいております。厚く御礼を申し上げます。

議案の概要説明に先立ちまして、新型コロナウイルス第5波への教育委員会の対応について御報告いたします。

新学期を迎えるに当たり、児童生徒間での感染拡大が危惧されたことから、県立学校については、地域や学校の感染状況に応じ、分散登校や時差登校、時間短縮などの感染防止対策を講じました。また、市町村立学校についても、地域の感染状況等に応じた適切な感染防止対策を徹底いただきました。

今後も、気を緩めることなく、児童生徒の学びの保障と感染リスクの最小化の両立に取り組むとともに、感染症に係る偏見や差別の未然防止、不安や悩みを感じる児童生徒の心のケアにも適切に対応してまいります。

それでは、今回提案しております教育委員会関係議案の概要について御説明をいたします。

今回提出しておりますのは、予算関係1議案、条例等関係5議案、報告2件でございます。

まず、9月補正予算ですが、教育委員会総額で8,002万円余の増額補正をお願いしております。

主な内容としましては、県立学校や県有施設における新型コロナウイルス感染症対策等に要する経費等でございます。

また、県立美術館展覧会開催事業等に係る債務負担行為についてもお願いをしております。

次に、条例等議案ですが、教育用高性能端末等に係る財産の取得外4議案について提案をしております。

続いて、報告関係につきましては、公益財

団法人熊本県武道振興会の経営状況を説明する書類の提出について外1件を御報告させていただきます。

最後に、その他報告事項として、スクール・ミッション(素案)の策定について御報告させていただきます。

今回提出しております議案等の概要でございます。詳細につきましては、関係課長が説明いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

○吉田孝平委員長 次に、担当課長から説明をお願いします。

○宮崎文化課長 文化課でございます。

お手元の説明資料、(令和3年度9月補正予算等)と記載の資料を御覧願います。

こちらの資料の2ページをお願いいたします。

9月補正予算について御説明いたします。

文化費でございますが、316万円を計上しております。

右側の説明欄1、文化振興費の(1)美術館分館管理運営費ですが、これは、美術館分館において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、非接触式自動体温計の購入に要する経費を計上するものでございます。

次に、2、文化財保存管理費の(1)管理運営費ですが、これは、装飾古墳館において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、トイレ手洗いの自動水栓化及び多目的トイレの自動ドア化に要する経費を計上するものでございます。

以上、総額316万円の増額補正をお願いしております。御審議のほどよろしくお願いたします。

○東施設課長 施設課でございます。

説明資料の3ページをお願いいたします。

1段目の学校建設費でございますが、

6,448万円を計上しております。

次に、2段目の特別支援学校費でございますが、323万1,000円を計上しております。

右側の説明欄1、県立高等学校施設整備費の(1)県立高等学校施設整備事業及び2段目の1、施設整備費の(1)特別支援学校施設整備事業、いずれも新型コロナウイルス感染症対策のため、県立中学校、県立高校及び特別支援学校における手洗い場の自動水栓化等に要する経費を計上するものでございます。

以上、総額6,771万1,000円の増額補正をお願いしております。御審議のほどよろしくお願いたします。

○竹中義務教育課長 義務教育課でございます。

説明資料の4ページをお願いいたします。

教育指導費でございますが、401万円を計上しております。

右側の説明欄1、学校教育指導費の(1)ALT活用促進事業ですが、令和3年度に来日する外国語指導助手の新型コロナウイルス感染症対策に要する経費を計上するものです。

経費の主な内訳は、PCR検査費、隔離による滞在費等です。あわせて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当に伴う財源更正を行うものです。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○須恵社会教育課長 社会教育課でございます。

説明資料の5ページをお願いいたします。

図書館費でございますが、514万4,000円を計上しており、全て新型コロナウイルス感染症対策分となっております。

右側の説明欄1、管理運営費の(1)管理運営費ですが、図書館における新型コロナウイルス感染症拡大を防止するための非接触式手指消毒器の購入等に要する経費を計上するも

のでございます。

また、県内市町村立図書館との連携により、図書の貸出し、返却システムの構築を図る県市等連携事業において、市町村立図書館等への貸出しに供する図書の購入に要する経費を計上するものでございます。

以上、総額514万4,000円の増額補正をお願いしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○宮崎文化課長 文化課でございます。

説明資料の6ページをお願いいたします。

県立美術館展覧会開催事業に係る債務負担行為の設定でございます。

これは、令和4年4月9日から6月12日まで開催予定の県立美術館展覧会の開催準備に要する経費を計上するものでございます。

同展は、本県を含めた実行委員会で実施しますが、本年10月に予定している実行委員会設立時の協定において、本県負担金額を決定する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。負担金として、500万円を計上しております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○井藤教育政策課長 教育政策課でございます。

説明資料、7ページをお願いいたします。

債務負担行為補正について御説明いたします。

教育の情報化に係る情報処理関連業務について、債務負担行為の増額変更を計上しております。

これは、これまでに設定済みの複数の情報処理関連業務に加え、右側説明欄にありますように、ICT支援員を令和4年度の1年間、県立学校に配置するための業務委託を行うため、令和4年度分について債務負担行為の限度額を変更するものでございます。

本委託契約につきましては、プロポーザル方式で委託先の選定を行うこと、また、委託先において人材の確保及び育成に要する期間が必要であることから、本議会において債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

補正前の限度額が1億2,665万1,000円、補正後の限度額が2億6,863万9,000円で、1億4,198万8,000円の増額変更でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○重岡高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料の8ページをお願いします。

財産の取得について、4つの議案を提案しております。見開きで、左側のページに議案の本文を掲載しておりますが、本日は、右側の条例等議案関係の概要に沿って説明させていただきます。

まず、9ページの第13号議案ですが、1の取得理由は、本県教育委員会において、県立高校のうち、工業関係高校8校で使用する教育用高性能端末等を購入するものでございます。

2の契約内容ですが、八代工業高校ほか7校分で、教育用高性能端末184台、プリンター24台、大型提示装置8台を導入します。

契約の相手方は、株式会社熊本計算センター。納入期限は、令和4年2月28日。契約金額は、1億6,500万円。契約の方法は、一般競争入札(WTO)となっております。

3のスケジュールですが、令和3年8月に仮契約の締結を行っており、本議会議決後の10月には本契約の締結、その後、令和4年2月までに導入を予定しております。

続いて、説明資料の11ページをお願いします。

2つ目の第14号議案ですが、1の取得理由は、本県教育委員会において、県立高校のう

ち、工業関係高校6校で使用する工作機械を購入するものでございます。

2の契約内容ですが、八代工業高校ほか5校分で、CNC旋盤及びCAD/CAMシステム6台を導入します。契約の相手方は、株式会社鈴屋商会熊本。納入期限は、令和4年2月28日。契約金額は、1億3,127万4,000円。契約の方法及び3のスケジュールにつきましては、第13号議案と同様ですので、説明は省略させていただきます。

続いて、説明資料の13ページをお願いします。

3つ目の第15号議案ですが、1の取得理由は、本県教育委員会において、県立高校のうち、工業関係高校8校で使用する工作機械を購入するものでございます。

2の契約内容ですが、八代工業高校ほか7校分で、マシニングセンタ及びCAD/CAMシステム8台を導入します。

契約の相手方は、関東物産株式会社熊本営業所。納入期限は、令和4年2月28日。契約金額は、2億6,554万円。契約の方法及び3のスケジュールにつきましては、第13号議案と同様ですので、説明は省略させていただきます。

続いて、説明資料の15ページをお願いします。

4つ目の第16号議案ですが、1の取得理由は、本県教育委員会において、県立高校のうち、工業関係高校4校で使用する工作機械を購入するものでございます。

2の契約内容ですが、八代工業高校ほか3校分で、NCルーター一式4台を導入します。

契約の相手方は、有限会社泊工機。納入期限は、令和4年2月28日。契約金額は、1億560万円。契約の方法及び3のスケジュールにつきましては、第13号議案と同様ですので、説明は省略させていただきます。

続きまして、説明資料の16ページをお願い

します。

第35号議案は、熊本県育英資金に関して行った知事の専決処分に関するものでございます。

16ページに記載しております1人の債務者に対する訴えの提起に係る専決処分について、本会議において報告をし、承認をお願いするものでございます。

次の17ページの条例等議案関係概要をお願いします。

当課では、育英資金返還金の未収金対策の一つとして、平成22年度から、長期滞納者に対する法的措置として、支払い督促の申立てを行っているところです。

支払い督促は、県が裁判所に申し立てて、裁判所から債務者に対し、奨学金の一括返還を命じてもらうものです。

2の専決処分の理由にありますように、支払い督促に対し、1人の債務者から異議の申立てがなされました。異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法の規定により、支払い督促の申立てのときに遡って訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行いたします。

県が訴えの提起を行うには、本来、地方自治法の規定により県議会の承認をいただく必要がございますが、このように法の規定により債務者からの異議申立てと同時に訴訟へ移行する案件については、議会で御審議いただく時間がないことから、知事の専決処分といたしました。このため、これを本議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

なお、相手方は、長期間にわたり文書催告や電話催告に応じない方であるため、裁判に出廷いただくことで裁判所で話し合いを行うことが可能となり、ほとんどの場合、その後分割納入につながっております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○平江体育保健課長 体育保健課でございま

す。

説明資料の18ページをお願いします。

報告第30号議案として、公益財団法人熊本県武道振興会の経営状況を説明する書類の提出について御説明します。

本報告は、地方自治法の規定により、県が資本金の4分の1以上を出資している法人等の決算及び事業計画を提出するものです。

説明書類は別冊のとおりですが、本日は、19ページにお示ししております概要に沿って御説明します。

熊本県武道振興会は、1の財団の概要にありますように、県内武道の振興に関する事業及び青少年の育成指導に関する事業を行い、県民福祉の向上に寄与することを目的として、昭和47年3月30日に設立し、平成25年4月1日より公益財団法人へ移行しております。

次に、2の令和2年度事業報告につきましては、武道普及奨励に必要な事業として、講習会や稽古会を開催するとともに、青少年育成指導に必要な事業として、少年武道教室等を開催しました。

次に、3の令和2年度決算につきましては、経常収益は3,708万円余であり、経常費用は3,701万円余でございました。

次に、4の令和3年度事業計画につきましては、講習会等を開催するとともに、熊本県武道祭を11月に開催する予定でございます。

最後に、5の令和3年度予算につきましては、経常収益3,640万円余であり、経常費用は3,646万円余でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○井藤教育政策課長 教育政策課でございます。

説明資料の20ページをお願いいたします。

報告第35号議案として、熊本県教育委員会の点検及び評価報告書の提出について御説明

いたします。

今回の点検及び評価は、令和2年度を対象としており、報告書本体をお手元に配付しておりますが、本日は、御覧いただいている資料21ページ以降の概要に沿って説明させていただきます。

まず、上段四角囲みの下、報告書について、教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を実施いたしました。

報告書は2部構成となっており、第1部は、教育委員会の活動状況です。

ここでは、会議の開催や学校訪問の実施状況、広報活動等の実績をまとめております。

次の第2部は、第3期くまもと「夢への架け橋」教育プランに関連する教育施策の実施状況です。

全体で15の指標を掲げており、このうち5つの指標で教育プラン策定時から改善しております。また、横ばい及び悪化した指標はそれぞれ3指標で、このほか、新型コロナウイルス感染症の影響による調査中止等で数字が出ていないものが4指標となっております。

引き続き、目標達成に向け、課題への対応を進めてまいります。

22ページをお願いいたします。

令和2年度の主な取組、課題、今後の方向性ということで、報告書第2部に記載している内容となっております。

見開きの左側のページに主な取組や課題、今後の方向性を、右側のページに指標の状況を記載しております。

それでは、教育プランの基本的方向性に沿って、主な取組や課題等について説明させていただきます。

最初に、基本的方向性1、家庭・地域の教育力向上についてです。

ここでは、家庭教育支援にしっかり取り組

みます、これを重点取組としております。

主な取組ですが、くまもと家庭教育支援条例の周知及び条例に基づく施策を実施し、条例の認知率は、2年連続で過去最高値となっています。

引き続き、条例の周知と併せ、条例の理念である家庭教育の重要性についての啓発や家庭教育を支援する社会的機運を醸成してまいります。

また、全市町村に「親の学び」推進園を指定し、就学前施設における親の学び講座の普及に取り組んでいます。

新型コロナウイルスの感染防止対策や、より保護者に身近なツールを活用した新たな講座を開発し、保護者の学びの機会を確保していく必要があります。

次に、基本的方向性2、安全・安心に過ごせる学校づくりについてです。

ここでは、子供たちが安全、安心に学ぶ学校をつくり、それから貧困の連鎖を教育で断ち切りますの2つを重点取組としています。

主な取組ですが、1点目として、人権教育に係る教職員の資質や実践的な指導力を高めるための研修会等を実施しています。

教職員の人権問題への基本的認識を深めるための主体的な研修が必要です。

2点目ですが、熊本県いじめ防止基本方針を改訂し、教職員研修の充実や情報集約担当者の設置等を規定しました。

今後、情報集約担当者に係る基本的な運用方針を整理することとしています。

3点目ですが、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、これらの専門家と連携して対応しています。

学校単独では解決が難しい問題について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、児童相談所等、関係諸機関との一層の連携が必要となっています。

4点目ですが、経済的理由により就学の機

会が奪われることのないよう、経済的支援を行っています。

今後も支援制度についての継続的な周知が必要です。

次に、基本的方向性3、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成についてです。

ここでは、生きる力の基礎となる学力向上を図ります、これを重点取組としております。

主な取組ですが、「熊本の学び」アクションプロジェクトを作成し、各学校に周知しています。

今後、このプロジェクトに基づき、具体的な取組を展開してまいります。

また、高校生のための学びの基礎診断の活用方針を定め、同方針に基づき、各校において、基礎学力定着のための指導計画を策定しています。

今後は、同指導計画におけるPDCAサイクルの確立に向け、学校訪問等を通じた指導、助言を行ってまいります。

次に、基本的方向性4、障がいや多様な教育的ニーズに応えるについてです。

ここでは、障がいのある子供の学びを支えます、これを重点取組としております。

主な取組ですが、個別的教育支援計画の引継ぎに係る実態調査を実施し、計画作成及び引継ぎに関するガイドラインを作成、発出しています。

進学や就職先への引継ぎの際の個別的教育支援計画活用に向けた支援が必要となっています。

また、かもと稲田支援学校、鏡わかあゆ高等支援学校の整備を進め、令和3年4月1日に開校しています。

引き続き、県立特別支援学校整備計画等に基づき、既存校の整備を進めてまいります。

なお、指標の状況につきましては、右側のページを御覧ください。それぞれの指標あるいは令和2年度の実績値等を掲載してござ



す。

続きまして、24ページをお願いいたします。

次に、基本的方向性5、キャリア教育の充実とグローバル人材の育成についてです。

ここでは、英語教育日本一を目指します、それから進学や就職の夢を叶えますの2つを重点取組としております。

主な取組ですが、1点目として、県立高校でインターンシップを実施していますが、普通科生徒のインターンシップ体験率向上が課題となっています。

2点目ですが、中学生の外部検定試験受験料を補助する市町村に対し、その3分の1を補助しています。

受験率は上昇したものの、取得率が若干低下しています。英語力向上のための着実な取組を進めてまいります。

3点目ですが、一部の高校の授業に即興型英語ディベートを導入し、また、低所得世帯の高校2年生に外部検定試験の受験料を補助しています。

即興型ディベートの全高校への普及や受験料補助の活用を促進してまいります。

次に、基本的方向性6、魅力ある学校づくりについてです。

ここでは、魅力ある学校づくりを進めます、これを重点取組としております。

主な取組ですが、外部の有識者から成る県立高等学校あり方検討会を設置し、提言を基に、魅力ある学校づくりに向けた取組の方向性をまとめています。

令和3年度から令和6年度の4年間で、計画的に魅力ある学校づくりに取り組んでまいります。

また、計画期間を2030年度までの10年間とする熊本県立学校施設長寿命化プランを策定しています。同プランに基づき、順次長寿命化改修を進めてまいります。

次に、基本的方向性7、子供たちの学びを

支えるについてです。

ここでは、教員の指導力向上を図ります、それからICT教育日本一を目指しますの2つを重点取組としております。

主な取組ですが、スーパーティーチャーの指導、助言により教員の指導力向上を図っております。

スーパーティーチャーのさらなる活用や増員が必要となっています。

また、県立高校の3分の1に当たる先行実践校及び特別支援学校の小中学部の端末整備が完了しています。

未整備校への早急な整備を進めるとともに、教職員のICT活用指導力の向上を図ってまいります。

次に、基本的方向性8、文化・スポーツの振興と生涯学習の推進についてです。

主な取組ですが、学校や地域でのスポーツ活動の充実を図るための市町村向け研修会等を実施しています。

総合型地域スポーツクラブのさらなる設置促進や指導者の育成、活動内容の質の向上が課題となっています。

また、文化財の保存、活用の基本的な方向性を明確化した熊本県文化財保存活用大綱を策定しています。大綱の各項目に定めた取組を順次実行に移してまいります。

最後に、基本的方向性9、災害からの復旧・復興についてです。

主な取組ですが、令和2年7月豪雨で被災した県立学校5校は、令和2年度に1校の復旧が完了しています。また、同じく被災した市町村立学校15校は、令和2年度に7校の復旧が完了しています。

特に被害が甚大な球磨村立渡小学校について、球磨村、国、県で連携を取り、必要な支援を行ってまいります。

指標の状況につきましては、右側のページを御覧いただければと思います。

以上、御説明しました熊本県教育委員会の

点検及び評価については、本日の報告の後、報告書をホームページへの掲載により公表する予定です。

今後とも、教育委員会の取組状況について、県民の皆様への周知に努めてまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○吉田孝平委員長 以上で教育委員会の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をお願いします。

それでは、質疑はありませんか。

○前田憲秀委員 御説明ありがとうございました。

説明資料の3ページ、施設課さんの説明ですが、手洗い場の自動水栓化ということですが、これは国の臨時交付金で順次整備をされているんだと思うんですが、優先順位もあると思うんですが、整備率みたいなのはどんなイメージなんでしょうか。

○東施設課長 施設課でございます。

お尋ねの整備率ということですが、まず数字的なところから申し上げますと、現在、計画的にトイレの改修を進めております。具体的には、トイレの洋式化、それから自動水栓化、あと乾式化というところを進めさせていただいておりまして、普通高校につきましては、平成31年度から令和5年度まで5か年間の計画で普通高校全てに改修工事を行うことといたしております。

今回お願いをしておりますこちらの予算でございますけれども、こちら、大きく分けて

2つございます。

まず、1つ目といたしましては、平成31年度から令和5年度までの計画のうち、令和4年度、5年度、この2年間に行う学校について、前倒しで自動水栓化を行うということにいたしております。

この4年度と5年度に行う学校数でございますけれども、こちらが14校ございます。したがって、学校の割合で考えますと、大体令和3年度までに8割程度の普通高校でトイレの改修を終えているというふうな計算になります。したがって、現在の進捗ということになりますと、普通教室棟につきましては、8割程度の進捗ということになります。

それから若干補足で説明させていただきますと、今回の補正予算、2つ柱がございますというふうに申し上げましたが、もう一つのほうでございますけれども、普通教室棟以外、管理棟ですとか特別教室棟、こちらは、普通教室棟の改修が終わった後に整備をすることになります。

こちらについては、学校の求めに応じまして自動水栓化等を行うことにいたしておりますが、こちらの校数といたしましては、30校ございます。したがって、先ほど申し上げました14校と30校を合わせて、延べ44校分の予算を今回はお願いしているというところでございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございました。

今御説明の中で、トイレの洋式化も入っているということで、コロナ前から県立学校の洋式化というのは、非常にPTAからも要望があって、早く転換をという認識があるんですね、私も。

ここは、手洗い場の自動水栓化ということで、いわゆるセンサーで水が出る仕組みということでしょう、蛇口を触わなくて。これは、まさにコロナ禍で出てきた問題で、非常

にいいことだと思うんですけども、今の御説明でいうと、当初から言われている洋式化も、いわゆる当初の予定よりも上回って進んでいるというふうに認識していいんですかね。

○東施設課長 自動水栓化と併せて洋式化も進めさせていただいておりますけれども、本県の進捗状況といたしますか、他県と比べたとき、どの程度かということから申し上げますと、実は県立高校については、国のほうで全国的な調査というものが行われておりませんので、民間団体の調査の結果に頼らざるを得ないんですが、現在、本県における県立高校の洋式化率は、直近で50.1%という数字になっております。

この50.1%に対しての全国のその数字というのがございませんが、大変恐縮でございますが、4年ほど遡っていただきまして、4年前の数字で比較することができますので、御披露いたしますと、4年前の本県の洋式化率が38.1%、これに対しまして全国平均が35.8%というデータがございます。

その後も、本県におきましては、計画的にトイレの改修の中で洋式化を進めておりますことから、他県に劣らず洋式化は進んでいるというふうに理解しているところでございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

コロナ禍で、今まで考えられなかったようなことも、先ほどの手洗い場の自動水栓化もあると思うんですけども、そもそも洋式化を望んでいらっしゃる声もしっかり聞いていましたので、それも当初の予定よりは少し進んでいらっしゃるということですので、ぜひそこはしっかりと注視をした上で予算づけをしていただきたいと思います要望しておきます。よろしくお願ひします。

以上です。

○吉田孝平委員長 ほかに質疑はありませんか。

○田代国広委員 7ページ、債務負担行為で、年度は4年度から8年度まで、同じですけども、当初予算から時間がたっていないのに倍額の予算増になっておりますが、委託の内容と申しますか、委託するみたいですけども、人員が増えたとか、そういう委託のやり方によって倍増しておる理由をちょっとお聞かせいただきたい。

○井藤教育政策課長 教育政策課でございます。

今回のICT支援員の配置業務につきましては、これまでに債務負担行為として設定していた項目とは別の業務、全く新しい業務ということになります。

純粋に今回の場合は、そのICT支援員を県立学校の4校に1人程度の割合で配置をして、実際にICTの機器の活用支援であったりとか、授業づくりの支援であったりとか、そういった学校で教職員がICTを活用する際のサポートとして、人件費として業務委託という形で今回債務負担行為を計上させていただきます。

なおかつ今回の契約が、令和4年度の1年間ということになりまして、令和4年4月からの契約ということになるんですが、実際には、それぞれ委託先の業務先のほうでICT支援員を確保して、その後育成をしないといけないというようなことがあるものですから、今回のこのタイミングで債務負担行為の設定をお願いさせていただいたというような状況でございます。

○田代国広委員 この内訳ですよ。例えば、人件費とか資材費とかいろいろあるかと思いますが、その内訳はどうなっています

か。

○井藤教育政策課長 1つは、基本的にはICT支援員を4校に1人程度の配置ということで、基本21名のICT支援員の配置を予定しております。

あわせて、ICT支援員も、毎日同じ学校に行けるわけではありませんので、学校にICT支援員が行かない場合には、サポートデスクということで、学校からの問合せに対応できるような、そういったサポートデスク要員としてまた4名、人件費、人員の配置を予定しております。あわせて、それぞれのICT支援員が学校現場に移動するための旅費、それも含めて今回計上させていただいております。

○田代国広委員 22ページだったですかね、「障がいや多様な教育的ニーズに応える」と書いてありますが、ずっと最近不思議に思うのが、少子化で小中学校も高校も統廃合がどんどんどんどんできてきているのが現実ですけども、この支援学校だけは増えているんですよ。その辺の原因と申しますか、要因と申しましょうか、どういったふうに理解すればいいんですかね。

○牛野特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

委員のおっしゃるとおり、特別支援学校については、在籍数が継続して増加をしております。

増加の原因が、これは国のほうも明確に説明はあっておらぬのですが、平成19年度に、以前は特殊教育という呼び方をしていたものを特別支援教育という呼び方に変えました。この大きな変更点は、通常学級の中にも障害のあるお子さんがたくさん学んでいる、そういったことで、一人一人に手厚い教育をということの方針が大きく出された、変更による

制度でございました。

それに伴って、保護者の認識が、とにかく子供たちに手厚い教育を望む声ということで、特別支援学校への入学についても、以前は敷居が高かったものが、非常に敷居が低くなって、周囲の理解も進んだと、そういうことで、子供さんが学校を卒業した後もしっかり社会につなげていただける特別支援学校を望む声のほうが大きくなっての、在籍数が増えたものということで認識をしております。

○田代国広委員 意識の変化というふうに理解していいわけですかね。

○牛野特別支援教育課長 そのとおりでございます。

○田代国広委員 それからもう1つ、「魅力ある学校づくり」がここにありますが、極めて今の県立高校あたりの現状を見ますと、大事な着眼点だと思うんですよ。残念ながら、公立高校よりも私立高校のほうに受験生が流れる傾向が、はっきり言って私の大津でも見られます。

御承知のように、大津高校は——先般も申しましたが、町は幸いに子供は減っていないんですよ。そういう中で、大津高校あたりが定員割れするような状況が発生したりしますものですから、極めて深刻にこの問題を考えておりますが、ここで魅力ある学校づくりを進めるとありますが、いろんな、何と申しますか、専門家と申しますか、そういった組織と申しますか——をつくって検討していくというふうなことで理解すればいいんでしょうか。学校施設長寿命化じゃなくて、県立高等学校あり方検討会の設置がうたってありますが、この内容とか、具体的にどういった方向に今なっているのか、お知らせ願いたいと思います。

○重岡高校教育課長 委員御指摘の点でございますが、県立高等学校のあり方検討会は、昨年度に設置をいたしまして、外部有識者のほうから昨年度末に県立高等学校の魅力化を含めた内容の提言をいただいたところでございます。

その提言内容を踏まえまして、7つの大きな方向性と14の取組ということで、この後、その他報告案件の際にその取組状況については少し説明をさせていただきますが、やはり県立高校の入学者が減少しているところを踏まえまして、県立高校のさらなる魅力発信、新たな学科設置等の検討、高大連携、あと、県立高校同士が連携をしまして、高校間連携プロジェクトですとか、そういった様々な取組を進めて今きているところでございます。

ですので、その取組をしっかりと、令和6年まで、子供たちの数が1万6,500人台で下げ止まりますので、その間にしっかりと魅力化に取り組んでいくという内容でございます。

○田代国広委員 これから4年間で一応この事業を進めて、その成果と申しますか、結果次第ではまたいろいろと検討していくというふうになるかと思いますが、ぜひその期間内に実績を上げていただいて、県立高校が魅力ある学校として再び地域に貢献できるようにお願いしておきます。

以上です。

○吉田孝平委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ、これで教育委員会に係る質疑を終了します。

それでは、説明員の入替えのため、ここで5分間休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時43分開議

○吉田孝平委員長 再開に先立ちまして御報

告いたします。

本日、山口警察本部長は御欠席でございます。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、付託議案等について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に行ってください。

それでは、植田警務部長から総括説明を、続いて、担当課長から資料に従い、順次説明をお願いします。

初めに、植田警務部長。

○植田警務部長 委員の皆様方におかれましては、平素から警察行政の各般にわたり御支援、御協力をいただいているところであり、この場をお借りし、心からお礼を申し上げます。

それでは、今回県警察から提案しております5件の議案等について、概要を御説明いたします。

まず、予算関係でございます。

議案第1号、令和3年度熊本県一般会計補正予算(第11号)については、内閣府の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した新型コロナウイルス感染症対策事業費として、2,079万円余の増額補正をお願いするものでございます。

また、令和4年4月に開催予定の第4回アジア・太平洋水サミット警備に係る事業について、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、条例等関係でございます。

議案第12号、熊本県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化

の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部改正に伴い、関係規定を整備するものでございます。

議案第28号、工事請負契約の締結については、上天草警察署庁舎新築工事に係る工事請負契約の締結でございます。

最後に、報告関係でございます。

報告第3号、専決処分の報告については、専決処分させていただきました6件の交通事故の和解及び損害賠償額の決定についての報告でございます。

報告第31号、公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの経営状況を説明する書類の提出については、熊本県暴力追放運動推進センターの令和2年度決算と令和3年度事業計画に関する書類を提出するものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当者から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉田孝平委員長 次に、担当課長から説明をお願いします。

○田中会計課長 会計課でございます。

予算関係議案につきまして、お手元の説明資料で説明いたします。

それでは、資料の1ページをお願いいたします。

議案第1号、熊本県一般会計補正予算(第1号)でございます。

歳出予算としまして、警察活動費で、補正前の額41億9,903万5,000円に対して、補正額2,079万3,000円を計上しております。補正額の財源につきましては、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものでございます。

右側の説明欄を御覧ください。

一般警察運営費2,079万3,000円の内容について御説明いたします。

警察活動における感染症対策に要する経費として、警察活動感染防止資機材購入費643万円の主なものは、留置管理業務において使用する殺菌消毒保管庫や交番、駐在所等に設置するアクリルパネルなどの購入に要する経費でございます。

次に、非接触型会議、研修等の推進に要する経費1,436万3,000円の主なものは、新型コロナウイルス感染防止対策として、非接触による業務運営を推進するためのウェブ会議用ブースやテレワーク用パソコンなどの整備に要する経費でございます。

警察費、歳出予算の総額は、補正前の385億2,284万7,000円に対して、2,079万3,000円を増額し、補正後、385億4,364万円となります。

2ページをお願いいたします。

次に、債務負担行為補正でございます。

警察関係業務につきまして、補正前限度額16億3,767万円に対して3,343万1,000円の増額変更をお願いしており、補正後の限度額は、16億7,110万1,000円となります。

右側の説明欄を御覧ください。

これは、令和4年4月に熊本市で開催予定の第4回アジア・太平洋水サミットに係る警備実施計画書の作成に関し、その入札事務及び印刷製本に要する期間を考慮して債務負担行為を設定するものでございます。

なお、今回の債務負担行為補正は、年次別内訳でいいますと、令和4年度分に対して設定するものであり、令和5年度の6億5,846万8,000円は、令和3年度当初予算において設定済みの上天草警察署整備事業に係るものでございます。

予算関係議案は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○内田交通規制課長 交通規制課でございます。

議案第12号、熊本県高齢者、障害者等の移

動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

資料の3ページから5ページを御覧ください。

今回の改正は、本年4月1日に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則が改正されたことを受けて、条例を改正するものです。

改正点は、現在歩行者用灯器が青信号のときに、ピヨピヨ、カッコーと誘導音を発する視覚障害者用装置がついている信号機に新たに通信機器を取り付け、歩行者の所有するスマートフォン等の端末機器に対して、歩行者用灯器の情報を送信する機能が追加できるようにするものです。

改正の背景としまして、誘導音の出る信号機を整備したものの、地域住民の理解が得られないなどの事情から、誘導音の運用をおおむね午後8時から翌朝6時までの間停止していることが挙げられます。

これに対し、視覚障害者の団体などから24時間運用してもらいたい旨の要望がなされ、さらには、昨今の技術開発により、Bluetoothを通じた専用のアプリに入れたスマートフォンに、交差点名や歩行者用灯器の情報を青か赤か音声で知らせることが可能となりました。

これにより、誘導音の運用を停止している夜間においても、視覚障害者に対して歩行者用信号機の表示を知らせることが可能となったことから、視覚障害者の移動の安全を確保することができるよう、条例を改正するものです。

なお、施行日は、公布の日からとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく御願いたします。

○田中会計課長 会計課でございます。

資料の7ページをお願いいたします。

議案第28号、工事請負契約の締結についてでございます。

この概要につきまして、8ページの資料で説明いたします。

工事名は、上天草警察署庁舎新築工事でございます。

現在の上天草警察署は、昭和44年3月に建築され、築52年を経過しておりますが、耐震安全性の向上及び老朽、狭隘化の解消を図るため、令和元年度に隣接地を購入し、敷地拡張の上、現地建て替えを行うものであります。

3の庁舎概要を御覧ください。

新庁舎は、現在地に建設し、鉄骨造り3階建てで、延べ床面積は、約2,824平方メートルとなります。

特徴といたしましては、来庁者が利用する窓口及び大会議室を1階ロビー周りに集約することで、来庁者に分かりやすい配置としております。また、県警初の試みとしまして、庁舎棟3階部分に幹部用職員宿舎6戸を整備します。

4の入札の方式でございます。

本工事の入札は、施工体制確認型総合評価方式による一般競争入札で実施いたしました。その評価項目、内容は、(1)のとおりでございます。

本入札では、(2)のとおり、共同企業体3者の参加申込みがあり、技術評価点と入札価格を総合的に評価して落札者を決定しております。

契約の相手方は、昭和・中村特定建設工事共同企業体で、契約額は、11億2,200万円でございます。

工事の完成は、令和6年2月末を予定しております。

以上でございます。御審議のほどよろしく御願いたします。

○林首席監察官 監察課でございます。

報告第3号の専決処分につきまして御報告させていただきます。

資料は、9ページ、10ページを御覧ください。

令和2年12月から令和3年5月にかけて発生した本県警察職員が運転する公用車による6件の交通事故に関し、事故の相手方と熊本県の間で損害賠償の額が決定し、和解が成立いたしましたので御報告いたします。

事故の概要につきましては、11ページ、12ページの資料のとおりであります。6件の交通事故のうち、番号1から5の交通事故につきましては、ブロック塀や停車中の車両に衝突するなど、県側の過失が10割の交通事故であり、県側から資料のとおり賠償額を支払い、和解が成立しております。番号6の交通事故に関しましては、県側の過失が小さく、県からの賠償はなく、和解が成立したものでございます。

なお、賠償につきましては、加入している任意保険を使用して全額支払い済みでございます。

賠償額が発生しました5件の交通事故につきましては、運転者及び同乗者の不注意による交通事故であり、職員への指導をさらに徹底し、公用車の交通事故防止に努めてまいります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○松見参事官 刑事部でございます。

13ページ記載の報告第31号、公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの経営状況を説明する書類の提出について御説明いたします。

同センターにつきましては、県が出資している法人であることから、地方自治法の規定に基づき、決算や事業計画に関する書類を県議会へ提出するものでございます。

報告第31号、配付資料の1枚目が同センターの経営状況について取りまとめたものとなっておりますので、同資料を基に、決算等の概略について御説明させていただきます。

同センターは、暴力のない明るく住みよい熊本県の実現に寄与することを目的に設立された公益法人でありまして、暴力団排除のための広報、啓発、暴力相談への対応、暴力団離脱者に対する社会復帰支援等を積極的に推進しております。

令和2年度の決算につきましては、収入が3,453万5,052円、支出が3,450万8,930円となっております。

次に、令和3年度事業計画について御説明いたします。

令和3年度も、前年度に引き続き、暴力団を許さない県民意識の高揚、暴力団等による不当な行為からの被害防止を事業の基本とし、相談活動事業、暴力団離脱者更正促進事業等の犯罪被害者救済事業、広報啓発事業、暴力団排除組織、団体等への支援事業等の犯罪被害防止事業を行ってまいります。

なお、令和3年度予算額につきましては、収入が4,097万5,773円、支出が4,372万3,651円でございます。約270万円の支出の超過分につきましては、例年どおり、前期繰越金で対応することとしております。

暴追センターは、県警察と緊密に連携し、引き続き、適正かつ効果的に各種事業の推進を図ることとしておりますので、同センターの活動に対する御理解とお力添えをお願いいたします。

以上でございます。

○吉田孝平委員長 以上で警察本部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。



また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をお願いします。

それでは、質疑はありませんか。

○前田憲秀委員 御説明ありがとうございます。

11ページ、12ページ、御報告にもあったように、10、0のやっぱり事故が多いというのは、非常に私もここは注視しております、この原因は、前方不注意、安全不確認、そして警ら中、巡回連絡中、交通指導取締り中と、様々書いてあるんですけれども、例えば、緊急に出動をするときの事案とか、そういった経緯はあるんでしょうか。

○林首席監察官 本年8月末現在で、本県警察職員による公用車の交通事故、31件総数で発生しております、そのうち23件が県側に何らかの責任がある有責事故でございます。

この中で、緊急走行を伴う交通事故というのはゼロでございますので、緊急走行に伴っての事故というのは発生しておりません。いわゆる不注意等による事故が大半を占めているという状況でございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

やっぱり命を守っていただく行為の上でのやむを得ずということもあるかとも思いますが、今伺いすると、緊急走行時ではないということですので、ここにあるように、前方不注意、安全不確認、2人乗っていらっしゃると思うので、例えば、助手席の上司の方に怒られながら運転を始めたとか、何らかの理由があるんだと思うんですけれども、この文章を見る限りでも、塀にぶつかったり、カーブミラーとか、本当不注意ではないかなと思いますので、そこはもう一回、御説明にもあったように、指導徹底をお願いしたいなと思います。

それと、まあ素人ながらに思うんですが、

白バイの隊員さんは、競技会なんかもあって、運転技術は物すごく磨かれていると思うんですけれども、四輪もあったんじゃないかと思うんですけれども、そこら辺は特にはないんですかね。どうなんでしょうか。競技大会みたいな、四輪の運転技術を高めるようなのは。

○林首席監察官 四輪のパトカーの競技会というのは特に設定されていないと私記憶しておりますが、県警では、公用車を運転するための運転技能の検定制度を導入しております、一定の技能を有する者にしか公用車を運転させない、運転の許可を出さないということなどに取り組んで、職員の運転技能の向上ということに努めてまいっております。

しかしながら、委員御指摘のように、なかなか公用車の交通事故状況を見えますと、運転技能の未熟ですとか、自己の運転技能を過信した交通事故が多数発生しておりますので、運転技能向上や安全運転の意識向上に向けた、さらに踏み込んだ対策が必要であると考えておりますので、今後努力してまいりたいと思います。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

私どもが、学生さん、就職支援なんかで話を聞く中で、20代、いわゆるこれから社会に出ていく人たち、高卒の方々もそうですけれども、あんまり車の免許に興味がないんですよ。車に乗らない若い人が多いという、まあ熊本はそれじゃいけないのであれですけれども、都会に行けば行くほどそういう傾向が見られます。

そういう意味でも、警察官になられて四輪を運転する中でも、そういう傾向もあるのかなと思うんですけれども、監察官が一番いら立たしく思っているんじゃないかと思うので、とにかく命を守るお仕事ですので、運転技術の向上もやっぱり常に心がけて

いただきたいというふうに要望させていただきます。よろしく願いいたします。

以上です。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。——なければ、これで警察本部に係る質疑を終了いたします。

それでは、説明員の入替えのため、5分間休憩いたします。

午前11時4分休憩

午前11時7分開議

○吉田孝平委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第12号から第16号まで、第28号及び第35号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外7件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外7件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から、報告の申出が1件あっており

ます。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いします。

○重岡高校教育課長 高校教育課でございます。

お手元の説明資料、（その他報告事項）と記載をしてある資料を御覧ください。

説明資料の1ページをお願いいたします。

まず、現在取り組んでおります魅力ある高校づくりに向けた取組について、その進捗状況をまとめております。

資料の2ページ、これも同様でございます。

続きまして、資料の3ページ、スクール・ミッション(素案)の策定についての資料を御覧ください。

資料中ほど、2のスクールミッションに対する基本的な考え方の整理の4、記載内容のところを御覧ください。

今回のスクールミッションの素案につきましては、そこにあります①から④の4段落構成で作成しております。

今回、去る9月7日に行われました定例の教育委員会で、スクールミッションの素案を決定いただいたところです。

今後は、各高校と県教育委員会で協議を進めるとともに、各高校の関係者である自治体の首長や学校運営協議会、同窓会等との意見交換を踏まえ、年度末までに各高校のスクールポリシーと併せて策定をしていく予定でございます。

本日は、5ページから、各校のスクール・ミッション(素案)の中から、県北から高森高校、県央から熊本西高校、県南から八代高校と水俣高校の4校を例に挙げ御説明いたします。

それでは、お手元の資料8ページをお願いします。

左側の通し番号5番、熊本西高校を御覧ください。

資料にありますとおり、4段落構成とし、最後の特色、強みのところに、今後の魅力化等について明記しております。

熊本西高校につきましては、大学や企業と連携した探求活動などの充実やICTを活用した先進的な学びを推進します。

また、普通科、サイエンス情報科では科学的思考力の育成などの推進、普通科体育コースではトップアスリートの育成などを目指すこととしております。

次に、15ページ、右側通し番号16番、高森高校を御覧ください。

高森高校の今後の魅力化につきましては、県のスーパーグローバルハイスクール事業の取組の成果を生かし、地域密着型の学びを充実させるとともに、ICTを活用し、遠隔授業等による学びを推進します。

また、漫画を通じた地域活性化策に連動した新たな学びによる特色化を図ることとしております。

次に、18ページ、左側通し番号21番、八代高校を御覧ください。

八代高校の今後の魅力化につきましては、実践的な英語教育のさらなる発展や持続可能な開発目標(SDGs)の視点を意識した探求活動のさらなる進化を図ります。

また、グローバル化に対応した素養、能力を育成するため、国際バカロレア教育の導入を目指すこととしております。

次に、19ページ、右側通し番号24番、水俣高校を御覧ください。

水俣高校の今後の魅力化につきましては、国のスーパーグローバルハイスクール事業で構築したネットワークを活用し、水俣環境アカデミアや大学等との連携を通じた探求的活動や学科横断による深い学びを実現してまいります。

なお、水俣高校定時制につきましても、資

料20ページ左側に明記をしております。

水俣高校定時制の今後の魅力化につきましては、ICTを効果的に活用しながら、一人一人の学び方を尊重した学習環境の充実を図り、主体性と自己肯定感を高める教育を展開していくこととしております。

高校教育課からは以上でございます。よろしく申し上げます。

○吉田孝平委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

今の報告に係る質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 なければ、終了いたします。

最後に、その他に入りますが、本日は出席職員を限定しているため、この場で回答できない場合については、後日回答させていただきますので、御理解と御協力をお願いいたします。

委員の皆様から何かございませんでしょうか。

○前田憲秀委員 7月だったと思うんですけども、千葉県八街市で、飲酒運転のドライバーにより児童5人が死傷するという、本当に痛ましい事故がありました。その後、通学路の点検とか、ニュース等では言われていますけれども、何かその後、県の教育委員会として、緊急を要するだとか、何か特徴的なものがあればお知らせいただきたいと思うんですけども、どなたにお尋ねすればいいでしょうか。まだ調査中というならば、それでもいいですけども。

○岩本県立学校教育局長 県立学校教育局長でございます。

今委員のほうからお尋ねがありました件については、今月いっぱいまでにいろいろ調査等を進めておまして、今まとめてい

ろでございまして、まとまりましたら、委員のほう等に御報告はさせていただきたいと思っております。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

通学路の整備とか、なかなかそう緊急にはできないのもあるかと思うんですよね。緊急性を要する、例えば通学路を変更すれば事故が防げるだとか、そういったのはやっぱり早急に検討して、皆さんで共有していただきたいと思っておりますので、ぜひそこら辺はしっかりとやっていただきたいと思っております。

これに関連して、これは飲酒運転がそもそもの原因だったということですが、先日、報道では、コロナ禍で宅飲み、自宅で飲酒をするものだから、飲酒運転の件数が増えているみたいな報道があったんですけども、県として、何かそういう傾向はあるんでしょうか。取締りもやっていただいていると思うんですけども。

○平木交通部長 警察としましては、飲酒運転の取締りを今集中して——今までになかったような逮捕事案というのが連続して発生した、一定期間ですね、発生したということにありますので、集中して取締りを実施したところでございます。

これは参考になるかどうか分からぬのですが、飲酒運転の逮捕件数で言いますと、令和3年9月26日現在で、52件飲酒で逮捕したと。8月中は特に5件ということで、前年と比べましてプラス3件というところでございます。

そういったところでございますので、いろいろこれを分析しましたところ、やはり若い人が多いと。集中して発生した8月、6件のうちの4件が20代であると。それと6時から7時台、そういうような早朝に逮捕されたというようなことでございます。

さらに、その逮捕された者から捜査段階で

聞き取りしましたところ、やはり自宅で飲んでいるとか、そういうような言動が非常に多いということでもあります。

コロナとの関係性というのは、これではまだ判然としないところでございますが、やはり宅飲み、家での飲酒というのは非常に、しかも量を多く飲み、朝から二日酔いの状態で運転するというような傾向があるということが分かりましたので、そういった重点を絞って、時間帯を絞っての取締りを実施するとともに、また、広報啓発活動をこれからも進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

今月末でまん延防止重点措置が解かれて、10月から段階的に世間も通常に戻っていくと思うんですよね。そうすると、もちろんこれまで大変だった飲食店もしっかり盛り上がっていただかないといけないんですけども、その反動でこの飲酒運転というのは非常に危惧されるんじゃないかと思っておりますので、取締りにおいては、徹底的にやっていただきたいと思っております。

今、6時、7時ということは、やっぱりどうなんでしょうか、明け方まで飲む傾向があるんですかね、その人は。もう個人的な性格の問題もあるかとは思いますが、ルールはルールなので。最初に言いましたこの千葉県の事故は、1列にきれいに並んで登下校している中で、もう本当飲酒運転という、ただその理由だけで命が奪われたという本当にいたたましい事故なので、飲酒運転の撲滅に関しては、徹底的に取締り、指導をやっていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。

○岩田智子委員 学校のICT化が進んで、その学校から配付されたタブレットでいじめの事件がありましたよね。それで、なりすまして、パスワードが全部一緒だったものだから、なりすましてできて何かいじめの書き込みをしていたという事例があつて、1人亡くなられたという事件がありましたけれども、熊本の場合は、そういう学校配付のそのICTの機器でそういうことが、それを防止するような何か策みたいなのがあるのかどうか、そのことに関して、何か皆さんに通知とか通達とかされたのか、お願いします。

○井藤教育政策課長 教育政策課でございます。

今委員御質問の件でございますけれども、例の東京のそういった事案が発生した後、速やかに県の教育委員会のほうから、県立学校と市町村の教育委員会に対して注意喚起のための通知を行っております。

県立学校については、それ以前にも、端末を配付する時点で、きちんとそのパスワードについては管理するようというところで、併せて通知を行っておりました。

今現在、県立学校と市町村の教育委員会の実際の状況、現場の状況あたりについて、今確認をしている段階でございます。また、ちょっと取りまとめを今している段階ですけれども、改めてその情報モラルとか情報安全教育についての徹底は、我々のほうからも継続してやっていきたいというふうに考えております。

○岩田智子委員 ありがとうございます。

やっぱり、教育の健やかな成長のためのそういう教材機器で命を奪われるようなことがあつてはとても残念なので、取り組まれておられるようでとても安心しました。

もう一つ、全体的にコロナ禍で自殺の傾向

が高まっていて、それも年齢が低くなっている、小学校、中学校、高校、特に女性が多いというふうなそういう統計が出ているんですけども、熊本県の場合はどうでしょうか。そういう統計は出ていますか、自殺者について。

○岩本県立学校教育局長 今委員のほうから御指摘がありました件につきましては、今日担当課のほうが出席しておりませんので、具体的な数値について、ちょっと把握しておりません。また後ほど御報告させていただきたいと思います。

○岩田智子委員 特に、やっぱりいのちの電話なんかのいろんな統計を見ると、本当に低年齢化と女性というのがすごく気になっていて、低年齢ということは、学校に通っている子供たちだろうなと思っているので、とても心配をしていますので、後で教えてください。ありがとうございます。

そういうことがないように、また取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。

○高木健次委員 先ほどの前田委員の質問に関連するんですけども、飲酒運転が非常に多いというのは、ちょっと状況もあるのかなということで、飲食街がこういう状況でなかなか開店しているところも少ない、ただ、開けているところもあるということで、お客さんがそれでも飲みに行つて、帰りのとき、普通は代行運転を頼むんですけども、なかなか代行業者も、非常にこのコロナ禍で仕事もない、営業にもならないということで、休業しているところが非常に多いと聞いたんですよ。

それで、代行を本来なら使うべきところ

で、今回何件か検挙されているということですが、検挙したその飲酒運転の理由ですよ。例えば、代行を探したけれども代行がいなかったとか、そういう事案というか、検挙された方の、まあ言い訳じゃないけれども、そういうこともあるのかなという感じがとてもするんですよね。

我々も、ちょっと行っても——今代行業者というのはほとんど回っていませんよね、熊本市内も。検挙されたときの飲酒された方の理由というか、その辺の中には代行がないということの事案はありませんか。

○平木交通部長 交通部長の平木です。

今御指摘のありました代行運転に関しましては、詳細なデータはちょっと持ち合わせございませんですけども、違反行為について、1件1件そういう理由というのを捜査の段階で聴取を致すわけですけども、やはり御指摘のとおり、代行を探しているという事案は、今のところ把握はしていないというところなんです。捜査の段階では、そういったところも聴取しているところでございます。

○高木健次委員 ただ、まん防が解除される、いろいろな規制が解除されたら、来月ぐらいからは、市内も、飲み屋関係も飲食業関係もだんだんだんだん営業を始めて、非常に市内に飲みに出る機会が多くなる。そういうところで、やっぱり代行もいないということになれば、非常に飲酒運転の傾向が心配されるんじゃないのかなというふうに思っておりますので、そういう意味では、飲酒運転の撲滅ということでの検挙、取締りは、先ほど言われたとおりにというふうに思っておりますので、その辺も含めてしっかりと対応していただきたいというふうに思っております。

以上です。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。

○岩本浩治委員 これは直接教育のほうに関係あるのかなと思うんですが、小中学校の県外から来られる修学旅行に対して補助金があるわけなんですけど、阿蘇で言えば、約70校近く、4,000名ぐらいが入ってくるんですね。そうしたら、これは阿蘇に来る小中学校が、2年以上来ているところにはその補助がないと、2年以上前に来たりしたところはその補助金があるというようなことで、今回のこの修学旅行補助について、ここは義務教育課ですかね、何かそういう見直しはできないものだろうかというような話なんです。

できれば、そういうふうに、毎年来ている小中学校にも助成金を出してほしいとか、あとは、この旅行会社に助成金が行った場合に、学校長の印鑑が必要だというようなことで、こういう部分も何かなくしてもらえないだろうかというような話なんです。

これは、長崎県営バスからこういう実態がありますということで相談がありました。もし教育のほうで関係あればと思って質問します。

○野尾教育理事 申し訳ないんですが、その点は観光戦略部のほうで所管しておりますので、先生の御要望につきまして、私から観光戦略部に伝えて、また御説明に上がらせてみます。それでよろしいでしょうか。

○岩本浩治委員 はい、いいです。分かりました。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、陳情・要望書が4件提出されております。参考として、お手元に写しを配付し

ております。

それでは、これもちまして第4回教育警察常任委員会を閉会いたします。

午前11時27分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する

教育警察常任委員会委員長